

『レクリエーション研究』および『レジャー・レクリエーション研究』 掲載原稿の著作権^註について（お知らせ）

日本レジャー・レクリエーション学会（旧称：日本レクリエーション学会）は、学術研究団体として1971年3月に設立されました。また、創立以前の6年にわたっては「日本レクリエーション研究会」として、学縦組織としての実績を重ねていく意図から会誌の発行を初めとする学術活動にいそしんで参りました。これまで40年を越える長きにわたり学術誌を刊行できましたことは、ひとえに著者・読者各位のご支援およびご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本学会では、近年、学会ホームページ（<http://jslrs.jp/>）などを活用した電子化に伴い、今後インターネットを通じた情報の発信を積極的に行う方針です。学会誌に掲載された既存原稿の著作権に関しましては、慣行として著者から本学会に著作権を委譲していただいたものとして、編集委員会による編集を行い、学会会長を発行者として頒布して参りました。しかし、投稿原稿の著作権のルールにつきましては、今まで正式に明文化されておりませんでした。今後、本学会では既存原稿の電子化・公開・発信を進め、学会活動のプレゼンスを高めるにあたり、著作権について明文化されたルールを定め、本学会に著作権がある旨を示すことが必要となりました。

つきましては、今後、投稿規程等を改訂し、著作権について明文化をしていきたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、著作権が本学会に帰属することが明文化されても、著者による複製権や著者自身等による公衆送信権は保証されます。ただし掲載論文等の営利的複製・転売行為等につきましては、本学会の承認が必要となりますことを念のため申し添えます。

註：著作権法により、著作権は、著作者の死後50年を経過すると、保護の対象となくなりますが、本学会に関しましては、まだその時期に達しておりません。

2012年3月

日本レジャー・レクリエーション学会
会 長 鈴木 秀雄